

# TPP11 に対する ASEAN 諸国の状況



SPRUSON & FERGUSON (ASIA)  
PTE LTD

Daniel Collopy  
Principal / 弁護士

Daniel CollopyはSpruson & Fergusonの弁護士であり、またシンガポール社会科学大学およびシンガポール知財アカデミーにて知財法の非常勤講師としても活躍している。Spruson & Fergusonは、アジア太平洋全域において知財全般にわたるサービスを提供する、同地域の第一線に立つ知財事務所であるとともに、また、特許、商標の各専門分野の弁理士や知財弁護士をはじめ、400名を超えるチームを有し、アジア太平洋の各地域における洗練された知識と豊富な経験を有する希少な知財事務所の1つでもある。

## 1. TPP11 協定の締結

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP、通称TPP11）（「協定」）は、2018年12月30日に発効した11か国間の自由貿易協定であり、12か国間で締結されていた環太平洋パートナーシップ協定（TPP）が前身である。まず、2018年末までに、日本、カナダ、オーストラリア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポールの6か国が協定に批准した。また、2019年1月中旬にベトナムが7番目の批准国としての手続を完了した。さらに、協定に署名した他の4か国、ブルネイ、チリ、マレーシア、ペルーは、批准から60日後に発効するとした。CPTPPが実施されると、アジア太平洋地域にまたがる自由貿易地域を設立し、11加盟国が世界のGDPの13.5%、世界貿易の14.4%を占め、5億人の消費者の代表となる。なお、未批准の4か国に加えて、タイ、インドネシア、コロンビア、韓国、台湾がCPTPPへの参加の意向を示している。

## 2. 協定の内容

協定は、TPPの条項の大部分を参照し組み込んでいる。貿易ルールと市場アクセスに関するTPPの高い志を引き継いでいるが、TPPの多くの条項は凍結された。この協定は、商品、サービス、投資、労働、政府調達の実質的な貿易における野心的な市場アクセス（関税撤廃など）を規定したことが特色である。また、協定は、

CPTPP 市場でビジネスを行うための一貫した、透明で公正な環境を構築するために役立つ明確なルールを確立し、貿易の技術的障害（第 8 章）、衛生植物検疫（第 7 章）、税関当局および貿易円滑化（第 5 章）、透明性および腐敗行為の防止（第 26 章）、知的財産権（第 18 章）、国有企業および指定独占企業（第 17 章）などの主要な問題に特化した章がある。さらに、CPTPP は、加盟国が複数の分野で貿易または投資を増やす際に、協定の規定を適用除外としないことを保証するために、紛争解決に関する章（第 28 章）および労働権の保護に関する章（第 19 章）がある。この協定には、CPTPP 加盟国間の貿易関連の技術協力を目的とした章（第 21 章）があり、中小企業（第 24 章）、規制の整合性（第 25 章）、開発（第 23 章）に関する章なども含まれている。また、署名国は、協定の効果に基づいて特定の貿易および技術分野で追加の誓約を保証する各 CPTPP 加盟国と文書による両国間交渉により、関係署名国からより多くの利益を引き出した。

現時点において、CPTPP の恩恵は、他の CPTPP 批准国と取引を行う批准手続を完了した CPTPP 批准国に拠点を置く会社にも適用されることに注意が必要である。これらの企業については、関税分類品目が削減または廃止され、金融サービス（第 11 章）および投資（第 9 章）、知的財産権（第 18 章）、税関（第 5 章）手続に関する新しい規定が実施され、競争政策（第 16 章）および国有企業および指定独占企業（第 17 章）の新しい規定が発効し、労働（19 章）と環境（第 20 章）のルールも施行される。

知的財産権の章においては、一部の条項が凍結された。これは、米国の交渉者が知的財産の章の条項の削除を主張したことに起因している。米国の撤退により、残りの加盟国はいくつかの条項を維持する意味合いが減り、凍結または削除された。米国の撤退により修正された条項は以下のとおりである。

1. 特許存続期間延長制度の凍結
2. 生物製剤と特許検査データに関する項目全体を含む、医薬品特許に関連する一部の項目の削除

3. 技術保護対策（TPM）、権利管理情報、暗号化された衛星およびケーブル信号、インターネットサービスプロバイダー（ISP）のセーフハーバーなど、技術と情報を保護する新しい方法に関連するいくつかの項目の削除
4. 著作権の存続期間を作成者の死後 50 年後に修正

### 3. ASEAN 諸国の動き

CPTPP に対する主に ASEAN 諸国の対応について考察する。

保護主義の台頭と貿易戦争への恐怖に対する懸念の高まりに直面した国々は、CPTPP を通じてアジア太平洋地域でのより広い自由貿易圏の創設におけるの結束を求めていると考える。

シンガポールは CPTPP 初期の批准国である。シンガポールは貿易依存国であり、CPTPP を熱心に支持した。CPTPP の批准に先立ち 2019 年改正法が施行されたため、CPTPP の批准に伴う改正は行っていない。知的財産権においては、二重分類の更新に対応する、シンガポールの地理的表示保護を更新するなど、商標の項目に焦点を当て改正している。また、著作権の存続期間に関して、存続期間を作成者の死後 70 年とする変更を行わなかった。

TPP は終結したが、ベトナムとマレーシアは CPTPP に留まり、ベトナムは協定を批准した。ベトナムは、2019 年 6 月 CPTPP に準拠するために知的財産法を改正した。この改正では、実用新案の猶予期間の採用、地理的表示に関する保護の改訂、商標の電子出願の導入、商標使用権者による使用の認識、および知的財産権侵害の賠償、知的財産権の濫用に対する賠償を含んでいる。この改正は CPTPP の要件に沿ったものであるが、例えば、音、香りの登録や著名な商標の認定については対応していない。一方、マレーシアは CPTPP に関心を持って前進しているようである。2019 年 11 月の時点では協定の批准についてマレーシア政府は、批准問題に関する閣議決定を待っていることを示した。

タイとインドネシアは、CPTPP への参加に関心を示していた。タイ政府は 2019 年初めに CPTPP への参加と批准に向けて動いており、商務省は CPTPP がタイに与える影響に関する研究を公表していた。しかしながら、2019 年 4 月にタイにおいて政権交代があり、新政権が国内の問題を重要視しているため、CPTPP の議論は停滞している。タイが再び CPTPP 加盟への動きをみせるか否かを予測することは容易ではないと考える。インドネシアは東南アジア最大の経済と市場であり、世界で 4 番目に人口の多い国である。したがって、インドネシアが CPTPP に参加すると、CPTPP の GDP は 9.2% 増加し、市場規模は 52% 増加する。インドネシアは、参加する意欲を示しているが、協定の締結への動きには至っていない。

#### 4. その他の国の動き

ASEAN 諸国の国ではないが、ニュージーランドは、CPTPP の早期批准国である。2018 年に CPTPP に関する改正法を制定し、CPTPP の知的財産権の規定に沿った著作権法、特許法、商標法について改正を行った。2018 年の改正法では、特許権、実演家の著作権に関する人格権および財産権に猶予期間が設定された。また、台湾、韓国、ペルーは CPTPP に参加する意向を示している。環太平洋地域全体の関心は高まっているものの、おそらく協定に批准する前に国内において、膨大な CPTPP 文書を検討する必要があるため批准への対応には時間がかかるものとする。

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)